【問い合せ先】　電話　045－211－1118
各課夜間共通　045－211－0773
警備救難部刑事課(取締担当)
刑事課長　坂爪　隆之　(内線 3170)
警備救難部救難課(ﾏﾘﾝﾚｼﾞｬｰ安全推進担当)
救難課長　森本　和博　(内線 3250)
交通部企画課(船舶事故担当)
企画課長　土崎　弘志　(内線 2610)

平成19年9月6日
18時30分発表
第三管区海上保安本部

【速報】

マリンレジャー活動に係る夏季安全推進期間の実施結果等について 7月14日(土)～9月2日(日)

○ プレジャーボート等の海難船舶隻数は48隻、昨年に比べ9隻の増
○ マリンレジャーに伴う海浜事故者数は116人、昨年に比べ21人の増
○ プレジャーボート等の乗船者のライフジャケット着用率は56パーセント
○ 磯釣り者のライフジャケット着用率は52パーセント
○ プレジャーボート等1,652隻、マリンレジャー愛好者5,478人に対して安全指導
○ 警告27件、検挙47件

※ プレジャーボート等とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいう。

※ マリンレジャーに伴う海浜事故とは、遊泳中、釣り中、磯遊び中、スキューバダイビング中、サーフィン中等に伴う海浜事故をいう。

第三管区海上保安本部では、「海で安全に楽しく遊ぶために　～大切な命を自分で守る～」をテーマとして、マリンレジャー活動に係る夏季安全推進期間（7／14（土）～9／2（日）まで）を設け、安全推進活動を実施しました。

その内容は次のとおりです。

１．各種安全推進活動の実施状況

（1）　プレジャーボート等の乗船者及び釣り愛好者などに対して、海上保安官が直接安全指導を実施し、プレジャーボート等の小型船舶１，６５２隻、マリンレジャー愛好者５，４７８人に対して、自己救命策確保等の安全啓発活動を実施しました。

（2）　マリーナ･釣具店等のマリンレジャー関連先４９４ヶ所を訪問し、リーフレット等を活用して自己救命策確保の重要性を周知しました。

　また、小中学生等の若年齢層を対象とした海上安全教室等を２４ヶ所で行うなど、参加者総数２，４２３人に事故事例を示した説明等を行い、海上での安全意識を深めてもらいました。

２．海難･人身事故発生状況

（1）　プレジャーボート等の海難船舶隻数は４８隻、これに伴う死亡･行方不明者数は2人でした。海難船舶隻数は昨年に比べ9隻の増、死亡･行方不明者数は同数でした。

　船舶の用途別では、モーターボートが２４隻、ヨットが１２隻、水上オートバイが6隻、遊漁船が1隻などとなっています。

　また、海難の種類別では、衝突が１３隻、機関故障が１０隻、乗揚が8隻、運航阻害が7隻、安全阻害が3隻、舵故障が2隻、転覆が1隻などとなっています。

（2）　マリンレジャーに伴う海浜事故者数は１１６人で、うち死者･行方不明者は２7人でした。昨年に比べ、事故者数は２１人増で、死者･行方不明者数は5人減でした。

　この内訳は、遊泳中の事故者数が５８人(死亡･行方不明者数は２１人)、サーフィン中の事故者数が１３人(死亡･行方不明者数はなし)、磯遊び中の事故者数が9人(死亡･行方不明者数は4人)、スキューバダイビング中の事故者数が5人(死亡･行方不明者数は1人)などとなっています。

　また、最も多い遊泳中の事故のうち、離岸流等で沖へ流されたことに伴う事故者数は２８人(死亡･行方不明者数は６人)、飲酒に伴う事故者数は１０人(死亡･行方不明者数は7人) でした。

３．ライフジャケット着用状況調査

海上保安官が現場指導等に併せ、ライフジャケット着用率のほか、防水パック入り携帯電話(防水機能付携帯電話を含む)の所持率及び１１８番の認知率を調査した結果は、次のとおりです。(　)は、ゴールデンウィーク安全推進旬間(平成１９年４月２７日から同5月６日までの間)に調査した結果です。

(1)　ライフジャケット着用率

・プレジャーボート等の乗船者の着用率は約５６％　(約４９％)

・釣り愛好者の着用率は約３１％　(約１２％)

(内訳)　磯釣り　　　　　　　約５２％　(約４０％)

岸壁・防波堤釣り　　約２７％　(約１０％)

(2)　携帯電話防水率

＝防水パック入り携帯電話所持者数／携帯電話所持者数

・プレジャーボート等の乗船者の携帯電話防水率は約２６％　(約１９％)

・釣り愛好者の携帯電話防水率は約１１％　(約４％)

(3)　１１８番認知率

・マリンレジャー愛好者、海事関係者の１１８番認知率は約６９％(約６６％)

４．プレジャーボート等に対する是正指導・取締状況

小型船舶操縦者の遵守事項(救命胴衣着用義務、酒酔い等操縦禁止、自己操縦義務、危険操縦禁止)に関して、３０９隻に対し是正指導を実施し、海事関係法令違反４７件を検挙しました。

その内訳は、無免許運転６件、最大とう載人員超過運航２件、無検査運航（定期検査又は中間検査の不受検運航）２件、臨時検査不受検運航（救命胴衣の取りはずし等）１件、その他の違反３６件です。

また、船舶検査証書不備などで２７件を文書で警告しました。

５．今後の海難・人身事故防止対策について

本期間中の自己救命策確保状況調査では、ライフジャケット着用率、携帯電話防水率、１１８番認知率のすべてにおいて、ゴールデンウィーク安全推進旬間における調査結果を上回りました。

また、プレジャーボート等の海難船舶隻数及びマリンレジャーに伴う海浜事故者数は、昨年の同時期に比べて増加したものの、死亡・行方不明者数は5名減少しております。

これは、プレジャーボート等への訪船指導や安全講習会など、あらゆる機会をとらえて自己救命策確保の推進を継続したことにより、マリンレジャー愛好者の安全意識を高めたことが、一つの要因と考えております。

第三管区海上保安本部では、マリンレジャー愛好者に対して引き続き、現場での指導を実施するとともに、無免許運転や無検査運航等の重大事故につながりかねない海事関係法令違反についての取締りを継続していくこととします。

参考

自己救命策確保が功を奏した事故事例

【ライフジャケットの着用で無事救助】

平成１９年８月１２日（日）、神奈川県葉山沖において、３０歳代男性が１人でシーカヤックに乗船中、横波を受けてシーカヤックが転覆し海中へ転落しました。男性はシーカヤックに戻れなかったもののライフジャケットを着用していたことから海面に浮いていることができ、岸へ向かい泳ぎ出しました。

この状況を目撃した付近住民が通報し、出動した消防隊員が岸近くまで戻ってきた男性へ救命索を発射し、これに男性が掴まり無事に救助されました。

海上保安庁では、自己救命策三つの基本として

ライフジャケットの常時着用

防水パック入り携帯電話の連絡手段の確保

海上保安庁への緊急通報用番号「１１８番」の有効活用

を推進しています。

離岸流に伴う事故事例

１【ヘッドランド付近で離岸流により２名漂流うち１名死亡】

平成１９年８月６日（月）、千葉県匝瑳市今泉浜海岸の突堤付近において、遊泳中の男子高校生２名が離岸流により沖へ流されました。１名は自力で岸へ泳ぎついたものの、１名が１００メートル沖合で行方不明となり救助機関へ通報があったものです。７日の日没時まで捜索が続けられましたが発見に至らず、８日の朝に遺体で発見されました。死因は溺水でした。

２【離岸流により５名漂流、全員無事救助】

平成１９年８月１２日（日）、神奈川県大磯海水浴場において、遊泳中の５名が次々と離岸流により沖へ流され戻れなくなりました。この状況を視認していたライフセーバーや通報を受けた消防の救助艇などにより流された５名全員が救助されました。うち１名は海水を飲んでいたことから入院加療することになりましたが、命に別状ありませんでした。

本事例は、ライフセーバーなどの監視下にある海水浴場での事故であったため、迅速な救助活動につながり、全員が無事救助されたものと考えられます。

海水浴は海水浴場で安全に楽しみましょう。

飲酒に伴う事故事例

【飲酒後、サーフボード上で熟睡・漂流】

平成１９年８月９日（木）、茨城県角折海岸の１１番ヘッドランド付近において、友人と共にサーフィンをしていた３０歳代女性が見当たらないとのことから、当庁へ１１８番通報がありました。通報の約２０分後に巡視艇がヘッドランドの沖合で漂流中の女性を発見し無事救助されました。

女性は午前中に友人と飲酒後、仮眠してからサーフィンをしていましたが、サーフボード上で波を待つ間に熟睡し、そのまま沖へ流されたもので、救助されるまで自分が漂流していることに全く気付いていませんでした。

当庁では女性に対し厳重な指導を実施しております。

飲酒は判断能力や人間の様々な感覚を鈍らせ、些細な事でも死亡事故につながることがあります。飲酒後のマリンレジャーは大変危険ですので止めましょう。

マリンレジャー安全推進期間における事故発生状況

【平成18年：7／15(土)～9／3(日)、平成19年：7／14(土)～9／2(日)】

1　プレジャーボート等の船舶海難

（単位：隻・( )は人）

船舶の用途＼年	平成18年確定値	平成19年速報値
モーターボート	19 (1)	24 (1)
ヨット	7 (1)	12 (1)
水上オートバイ	8 (0)	6 (0)
遊漁船	3 (0)	1 (0)
その他	2 (0)	5 (0)
合　計	39 (2)	48 (2)

注1）　( )内は死者・行方不明者数で再掲
注2）　その他とは、シーカヤック、ゴムボート等をいう

2　人身事故

（単位：人）

船舶の用途＼年		平成18年確定値	平成19年速報値
船舶海難によらないプレジャーボート等の乗船者の人身事故	海中転落	0 (0)	3 (0)
	負傷	1 (0)	8 (0)
	病気	0 (0)	1 (0)
	中毒	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	2 (1)
	小　計	1 (0)	14 (1)
マリンレジャーに伴う海浜事故	遊泳中	71 (26)	58 (21)
	磯遊び中	4 (1)	9 (4)
	釣り中	7 (3)	3 (0)
	サーフィン中	6 (1)	13 (0)
	ボートセーリング中	0 (0)	2 (0)
	スキューバダイビング中	0 (0)	5 (1)
	ウェイクボード中	0 (0)	0 (0)
	その他	6 (1)	12 (0)
	小　計	94 (32)	102 (26)
合　計		95 (32)	116 (27)

注1）　「プレジャーボート等の乗船者の人身事故」とは、船舶海難以外の事由により発生したプレジャーボート及び遊漁船の乗船者の事故をいう
注2）　( )内は死者・行方不明者数で再掲

デジタル画像

①海浜パトロール(海上から)

②海浜パトロール(陸上から)

③プレジャーボートに対する安全指導

④釣り大会での安全指導

⑤着衣泳講習会

⑥安全講習会(ＣＰＲ)

安全推進活動状況のデジタル画像について、提供が必要な方は警備救難部救難課(電話045-211-1118内線3253・3254)まで連絡して下さい。